

山口市上下水道事業物品等競争入札参加者の資格及び参加基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）のうち山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の所管に属する競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査並びに競争入札に参加基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

(要綱の適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、物品の製造の請負、売買及びリース・レンタル並びに建設工事に係るものを除く業務委託（以下「物品等」という。）の契約とする。

(競争入札参加資格)

第3条 競争入札に参加することのできる者は、山口市物品等競争入札参加者の資格及び参加基準等に関する要綱（以下「山口市物品等参加基準要綱」という。）第5条及び第6条の規定により競争入札参加資格を有すると認定又は更新され、同要綱第9条の資格者名簿に登載された者とする。

(指名基準)

第4条 管理者は、物品等の契約を指名競争入札に付そうとするときは、契約を確実かつ円滑に実施するため、山口市物品等参加基準要綱第12条第1項の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注状況等を勘案しなければならない。

2 指名競争入札における指名業者数は、予定価格に応じて次表のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、指名業者数を減じて指名することができる。

予 定 価 格	指名業者数
1,000万円を超えるもの	10者以上
100万円を超え1,000万円以下のもの	7者以上
100万円以下のもの	5者以上

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、必要な事項については、山口市物品等参加基準要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。